

安全・適正就業及びシルバー事業について

1. センターの基本理念及び目的に賛同し、会員就業規約を遵守する。

※特に「第3章第16条(秘密を守る義務)仕事上知り得た情報を漏らしてはならない。退会した後も同様とする。」を遵守する。

2. 就業にあたっては、センターからの指示事項以外の業務に従事する事なく、常に安全就業に心がけ傷害、損害事故等を起こさないよう十分注意し、特に次の事項を厳守する

1) 作業に適した服装及び履物等の使用

2) 原則として屋外作業・高所作業については保護帽子の着用

3) 作業について必要な保護具(安全带・安全靴・保護メガネ等)の使用

3. センターの業務は、高年齢者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務の機会を確保し、組織的に提供する。

4. 会員は発注者と直接交渉(センターを通さない仕事の受注・配分金等)はしない。

5. 入会しても、すぐに就業できる保証はない。

シルバー保険について

I. シルバー人材センター団体傷害保険

就業中、万一事故が起きた場合、会員と発注者あるいはセンターとの間には、雇用関係が成立しないので、労働基準法等の労働関係諸法規および労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会・労働保険は適用されません。そこでセンターでは次のような「シルバー人材センター団体傷害保険」(以下シルバー保険という)に加入していますが常に事故を起こさないように、また事故にあわないように気をつけること。

① 保険金対象の事故(故意による事故、持病・腰痛・むち打ち症等は対象外)。

※ センター会員として就業中の傷害事故

ただし、会員の住居で仕事に従事している間を除く

※ センター会員として仕事場への往復途上の傷害事故

ただし、通常の経路を外れた場合は除く

② 保険金の給付内容(原則として)

	給付額	備考
通院保険金日額	2,000 円/日	90 日を限度
入院保険金日額	3,000 円/日	180 日を限度
死亡・後遺障害保険金	6,000,000 円	最 高

<その他>

- シルバー保険では、自動車事故に関しては一切の責任を負いません
- 万一事故にあった場合には、治療中における就業ができない期間中の保障等は一切いたしません

II. シルバー人材センター総合賠償責任保険

就業中、発注者又は第三者の身体もしくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されます。

ただし、保険を適用した場合、会員は免責として 10,000 円を限度としてセンターに納付していただきます。なお、保険で担保できない賠償は、会員が負います。(会員就業規約第6章第21条)